

在宅医療・介護連携推進事業

世田谷区在宅医療・介護連携推進事業についての  
今後の取組みと評価指標についての検討

## 目的

第8期高齢・介護計画に基づき、区が進める在宅医療・介護連携推進事業について、区の在宅療養資源等について分析をもとに、現状と課題の整理を行う。また、抽出した課題について、課題解決のための対応策を検討するとともに、成果となる指標の設定し、区民が住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制の構築に取り組んでいく。

## 目指す姿

- 住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制をつくる。
- 在宅患者増加(2045年に現状の1.8倍)に対応できる在宅医療体制をつくる。
- 死亡者数増加(2045年に現状の1.6倍)に対応できる在宅看取り体制をつくる。

# 現状の課題とその根拠

## 現状の課題

① 病院からの在宅復帰促進と、在宅復帰時の地域連携

② 外来通院患者に対するからの適切な在宅サービス導入、在宅医療への移行

③ 認知症の在宅療養の継続

④ 家族の介護負担軽減の取り組みが必要

⑤ 多職種の適切な導入(訪問歯科、訪問服薬、訪問看護・リハビリ、訪問栄養等)

⑥ 医療依存度の高い患者への在宅医療対応

⑦ 往診・看取りを行う在支診病、訪問看護ステーションが少ない

## 課題の根拠

病床機能報告制度と回復期病床調査から、世田谷区内の回復期病床からの在宅復帰率が低く、コロナ禍であることも影響して取組みが十分でないケースが多かった。また厚生労働省・東京都のデータから、退院時の連携関連の報酬の算定件数が低いことがわかった。

居宅介護支援事業所等実態調査により、外来通院患者に訪問看護の利用の割合が低いことや、外来通院から直接入院入所する割合が高いことがわかった。また、ヒアリングから外来医師と連携して在宅サービスを利用することが難しいという意見がある一方、病院の連携室と共同すれば病院の外来医師との連携がしやすくなるといった意見もあった。

居宅介護支援事業所等実態調査により、認知症の転帰の約60%が入院入所であり在宅療養継続が難しいことがわかった。ヒアリングからは、認知症の在宅療養継続は難しいが、家族指導、早めの介護サービス導入やそのための多職種介入などが有効であるという意見があった。

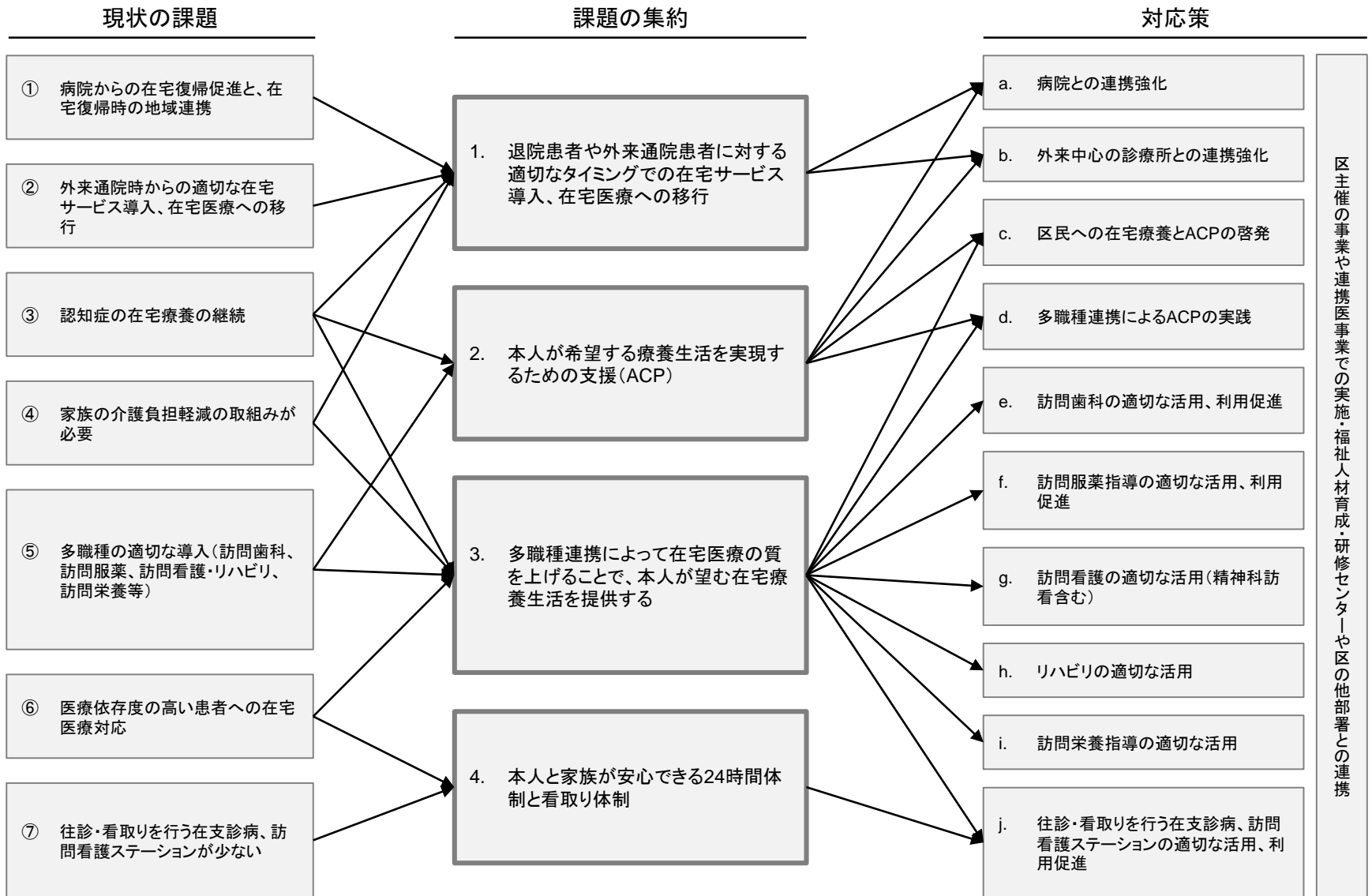
居宅介護支援事業所等実態調査により、自宅療養が終了する理由の多くが「家族の負担」「介護力不足」であった。ヒアリングから、本人が自宅療養を希望していても、家族の介護負担軽減の対策が重要であることや、家族負担の軽減のためには、訪問看護による介護のアドバイス、早めの介護サービス導入やそのための多職種の介入などが有効であるという意見があった。

厚生労働省・東京都のデータから、訪問歯科(特に居宅)、訪問服薬指導を行う薬局は多いが、実施件数が低かった。また、精神科訪問看護の実施件数も少なかった。ヒアリングからは、在宅療養の限界点を上げるためには多職種協働が必要だが、多職種の適切な導入についての十分に啓発できていないという意見があった。

厚生労働省・東京都のデータから、在宅医療の患者数は多いが、在宅療養指導管理料の算定件数が少ないことがわかった。(在宅療養指導管理料は、在宅酸素、呼吸器、中心静脈栄養、自己導尿等の医療依存度の高い患者に算定される)

厚生労働省・東京都のデータから、在支診病は多いが往診・在宅看取りを行う医療機関が少ないことや、24時間対応やターミナルケアを行う訪問看護ステーション数が少ないことがわかった。また訪問看護ステーション実態調査から、24時間対応の事業所であっても、24時間対応加算を算定している利用者が少ないこともわかった。ヒアリングからも在支診病・訪問看護ステーションの24時間対応については同様の意見があった。

# 世田谷区の在宅療養における現状の課題整理とその対応策



# 対応策の具体的な内容と評価指標

(評価指標)※2

## 1. 退院患者や外来通院患者に対する適切なタイミングでの在宅サービス導入、在宅医療への移行

- ・ 当事業で開催する「病院MSW・あんしんすこやかセンター意見交換会」を活用して、病院や外来中心の診療所との連携を促進する。
- ・ あんしんすこやかセンターや居宅介護支援事業所に対して、主治医意見書の発行医療機関の情報提供を行うことで病院や外来中心の診療所との連携を促進する。
- ・ あんしんすこやかセンターに設置する「在宅療養相談窓口」によって、在宅療養への円滑な移行や在宅療養生活継続のための相談対応を行う。

- ・ 病院の在宅復帰率
- ・ 退院支援加算1算定件数
- ・ 退院時共同指導料1・2算定件数
- ・ 介護支援連携指導料算定件数
- ・ 在宅療養相談件数

## 2. 本人が希望する療養生活を実現するための支援(ACP)

- ・ 区民向け講習会の実施して、「具体的な在宅療養・在宅医療」「人生会議:ACP」についての啓発を行う。

- ・ 区民向け在宅療養・ACP講習会の参加人数
- ・ ACPガイドブック配布数
- ・ 区民意識調査での在宅医療・ACPの認知度及びACPの実践の割合

## 3. 多職種連携によって在宅医療の質を上げることで、本人が望む在宅療養生活を提供する

- ・ 地区連携医事業での取組みについては、世田谷区の課題に対応するテーマを中心に行う。  
＜推奨するテーマ＞
  - ・ 本人が希望する療養生活を実現するための支援(ACP)
  - ・ 訪問歯科の適切な活用、利用促進(すこやか歯科健診、訪問口腔ケア事業の利用促進)
  - ・ 訪問服薬指導の適切な活用、利用促進
  - ・ 訪問看護の適切な活用
  - ・ リハビリの適切な活用
  - ・ 訪問栄養指導の適切な活用
  - ・ 往診・看取りを行う在支診病、訪問看護ステーションの適切な活用、利用促進
- ・ 地区連携医事業において、多職種の顔の見える関係づくりを促進するために、居宅介護支援事業所を中心に、テーマに応じて多職種事業所の参加を目指す。
- ・ 福祉人材育成・研修センターや区の他部署との連携を強化して、取組みや研修内容の見直しを行う。

- ・ 在宅療養支援診療所数
- ・ 訪問診療料算定件数
- ・ 訪問歯科診療料算定件数
- ・ 在医総管・施設総管算定件数
- ・ 往診料算定件数
- ・ 地区連携医事業への参加事業所数
- ・ 多職種連携研修受講者数

## 4. 本人と家族が安心できる24時間体制と看取り体制

- ・ あんしんすこやかセンターや居宅介護支援事業所に対して、24時間体制・看取り体制がある医療機関・訪問看護ステーションの情報提供を行っていく。
- ・ 「世田谷区在宅療養資源マップ」でわかりやすい情報提供を行っていく。

- ・ 在宅ターミナルケア加算・看取り加算算定件数
- ・ 24時間対応の訪問看護ステーション数
- ・ 在宅死・老人ホーム死の割合

## ※ 1～4を包含する取組み 認知症施策の総合的な推進

- ・ 令和2年10月施行の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」との整合を図りながら、施策を展開する

※2 データ毎の入手タイミングに応じて評価を行う

# 4つの場面で課題を解決するための取組み

	病院	在宅医療	介護	地域住民
日常の療養		<p>3. <u>多職種連携によって在宅医療の質を上げることで、本人が望む在宅療養生活を提供する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区連携医事業での取組みについては、世田谷区の課題に対応するテーマを中心に行う。</li> <li>地区連携医事業において、多職種の顔の見える関係づくりを促進するために、居宅介護支援事業所を中心に、テーマに応じて多職種事業所の参加を目指す。</li> <li>福祉人材育成・研修センターや区の他部署との連携を強化して、取組みや研修内容の見直しを行う。</li> </ul>		<p>2. <u>本人が希望する療養生活を実現するための支援(ACP)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区民向け講習会の実施して、「具体的な在宅療養・在宅医療」「人生会議・ACP」についての啓発を行う。</li> </ul>
入退院時		<p>1. <u>退院・外来通院患者に対する適切なタイミングでの在宅サービス導入、在宅医療への移行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「病院MSW・あんしんすこやかセンター意見交換会」を活用して病院や外来中心の診療所との連携を促進する。</li> <li>あんしんすこやかセンターや居宅介護支援事業所に対して、主治医意見書の発行医療機関の情報提供を行うことで病院や外来中心の診療所との連携を促進する。</li> <li>「在宅療養相談窓口」によって、在宅療養への円滑な移行や在宅療養生活継続のための相談対応を行う。</li> </ul>		<p>&lt;推奨するテーマ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が希望する療養生活を実現するための支援(ACP)</li> <li>訪問歯科の適切な活用、利用促進</li> <li>訪問服薬指導の適切な活用、利用促進</li> <li>訪問看護の適切な活用</li> <li>リハビリの適切な活用</li> <li>訪問栄養指導の適切な活用</li> <li>往診・看取りを行う在支診療、訪問看護ステーションの適切な活用、利用促進</li> </ul>
急変時		<p>4. <u>本人と家族が安心できる24時間体制と看取り体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あんしんすこやかセンターや居宅介護支援事業所に対して、24時間体制・看取り体制がある医療機関・訪問看護ステーションの情報提供を行っていく。</li> <li>定期的に発行する「世田谷区在宅療養資源マップ」でわかりやすい情報提供を行っていく。</li> </ul>		
看取り期				

※ 1～4を包含する取組み 認知症施策の総合的な推進

・令和2年10月施行の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」との整合を図りながら、施策を展開する